



経済同友会政策提言要覧2009

我々がめざしてきた「国のかたち」と政策提言

2009年12月

社団法人経済同友会

「経済同友会政策提言要覧」作成の趣旨

経済同友会は、2009年度の事業計画において、中長期的にわが国がめざす「国のかたち(ビジョン)」とその実現に向けた国家戦略を策定し、社会に提示することを目標とした。

その具体的検討は、本年度の各委員会で進められているところであるが、体系的なとりまとめに向けた第一歩として、まずは過去に経済同友会が発表してきた提言、意見書等の内容をもとに、我々がめざしてきた国のかたちと主な政策提言を整理し、『政策提言要覧』を作成した。

本要覧は、これ自体として本会の過去の提言を概観できる内容になっているが、その内容はあくまで提言発表当時のものであり、その後の状況変化に対応した修正は行っていない。

したがって、今後の委員会等での議論を通じて、①今日の政治・経済・社会状況に照らし、修正すべき点を見直す、提言の具体的手段、工程、財源、数値目標など、より精緻に検討する、ことを行い、全体の体系や整合性を考えながら本要覧を加筆・修正し、経済同友会として考える「国のかたち」をとりまとめていく予定である。

2009年12月

目次(全体像)

(※)下記分類は、意見書「各党の『政権公約(マニフェスト)』に望む」(2009年6月23日発表)で掲げた11分野を踏襲した。

若者が希望を持てる社会の構築 p.02

: 国家運営(統治機構)の再構築 p.04

【1】 政治改革 p.05

【2】 行政改革 p.09

【3】 地方分権改革、地域主権型道州制 p.13

【4】 安全保障 p.17

: 国民の受益と負担のバランスの見直し p.20

【5】 財政・税制改革 p.21

【6】 社会保障制度改革 p.25

: 持続可能な経済成長の実現 p.29

【7】 経済成長戦略 p.30

【8】 低炭素社会づくり p.36

【9】 農業改革 p.40

【10】 少子化対策 p.44

【11】 人材育成、教育改革 p.47

若者が希望を持てる社会の構築

※以下は、『市場主義宣言』(1997年1月)、『21世紀宣言』(2000年12月)、『若者が希望を持てる社会の構築』(2009年1月、2009年年頭見解)の文章を一部抜粋し、構成し直したものである。

(若者が希望を持てる社会の構築に向けて)

経済同友会は、自由社会においては経営者と企業が重要な役割を担うとの自覚と連帯の下に、より良い経済社会の実現、国民生活の充実のための諸課題に率先して取り組んできた。時代を見通した先見性の表明として討議の成果を世に問うとともに、国民生活の豊かさと世界経済の調和と発展をめざして、常に新しい時代に向けた果敢な挑戦を続けることが使命である。厳しい経済情勢にひるむことなく、今こそ、発足の理念に立ち戻り、日本が直面する課題に積極的に取り組んでいきたい。これらの課題を解決することは、次世代が、国の内外を問わず活躍する社会の実現に他ならない。

(新しい国の姿)

我々がめざす新しい日本の姿は、個人が将来への希望を持ち、それぞれの可能性に積極的に挑戦し、生きがいを実現していくことができるような社会であり、また多様な個人のエネルギーを活かすことのできる社会である。

そのためには、具体的課題として、①技術と知識のイノベーションが活発に起こり、それらの融合によって新しい価値が創造され、生産性が高く、活力ある経済を実現すること、②責任や義務の意識を持つ自立した個人が支える民主主義を確立し、それによって運営される社会を実現すること、③世界に開かれ、多くの投資、多様な人材を惹きつける魅力があり、アジアそして世界の発展に寄与し、世界の平和と繁栄に積極的に貢献する国を実現すること、が必要である。

(市場を中心とした活力ある経済——市場主義、市場の進化)

市場は競争を通じて効率的な資源配分を実現する極めて優れた仕組みである。経済社会の運営を可能な限り市場に委ねることが基本とされるべきである。将来の経済の姿は、市場における自由な競い合いと消費者の選択の中から形作られるものである。もちろん、市場は野放図な自由放任の世界ではない。市場が有効に機能し、市場によって下される評価が公正なものであるためには、競争政策や情報開示、さらには市場監視機能など、市場を支える基盤が整備される必要がある。市場はできるだけ自由な場であるとともに、こうした明確なルールに基づいて運営されねばならない。

また、市場機能のさらなる強化とともに、市場そのものを「経済性」のみならず「社会性」「人間性」を含めて評価する市場へと進化させる必要がある。社会の変化に伴い市場参加者が「経済性」に加えて「社会性」「人間性」を重視する価値観を体現するようになれば、市場のダイナミズムを通じて社会の期待と企業の目的が自律的に調和されるようになる。これこそが、我々のめざす「市場主義」の真の姿である。

同時に、市場だけで国民が直面するすべての問題が解決できるわけではない。そこで、市場に委ねるべき問題と市場では解決できない問題を峻別し、個人、企業、政府の役割分担を再確認する必要がある。市場の活動は個人と企業の自由な活動に委ね、政府は市場の活動に直接関与することは避け、事後的監視に徹する。一方、真の社会的弱者の救済や社会的に許容される限度を超える所得格差の解消など、市場の外で問題解決を図ることが政府の役割となる。

（自立した個人が支える民主主義）

そのような政府機構を構築し、その活動を裏打ちするものが政治的意思決定メカニズムとしての民主主義である。その民主主義が、悪しきポピュリズムや部分利益の擁護に転化し、政府の肥大化や市場への過剰介入をもたらすことを避けるためには、社会のあらゆる問題の解決を政府に頼むのではなく、市民としての個人が自ら出来ることは自らやるという自助・自立の理念に基づき、受益と負担のバランスを意識して行動していくことが必要である。このような市民のパブリック・マインドの高揚に裏付けられた成熟した民主主義と相まってこそ、市場を中心とした経済社会システムへの信頼が高まる。

（世界の平和と繁栄への積極的貢献）

国際社会においては、わが国は主体性を持って、戦略的に国際秩序構築に参画していく必要がある。そのためには、これまでのような受動的な状況対応ではなく、わが国の国益の確保と、世界の平和と繁栄への貢献のために、何をなすべきかという発想に立つ外交を展開しなければならない。

: 国家運営(統治機構)の再構築

【1】 政治改革

めざすべき国のかたち

- **政権交代可能な二大政党制を中心とする政策本位・政党本位の政治**
民主主義が成熟し、政権交代可能な二大政党を中心に、「政権公約(マニフェスト)」を基点とした活発な政策論争が行われ、政策本位・政党本位の政治が実現している。一票の格差是正で投票価値の平等が保障され、民意が正しく国政に反映されている。
- **政治のリーダーシップが確立した真の議院内閣制**
議院内閣制の下、内閣と与党が一元化し、首相のリーダーシップが発揮され、政治主導で政策が立案・執行されている。
- **透明性が高く、国民から信頼される政治**
「民主主義を支えるコスト」である政治資金は国民が広く支え、収支も適切に公開・監査されており、透明度が高い。各政党は、組織のガバナンスが働いており、政治家として多様な人材を登用し、政策立案・実行能力を備えている。

主な政策提言

【国会改革(一票の格差是正、選挙制度改革、二院制改革)】

- 衆議院は「単純小選挙区制」とし、一票の格差は1.5倍未満に是正を。
- 参議院は「全国単位の拘束名簿式比例代表制」とし、機能の抜本的改革を。

【マニフェスト政治】

- マニフェストを起点としたPDCAサイクルの確立を。
- 「内閣委員会」制度の導入を。
- 政策産業・シンクタンク及び政策人材の育成による“政策市場”の構築を。

(次頁に続く)

【政治資金規制改革、政党改革】

- 政党支部は選挙区毎に1つに限定し、政党支部への企業・団体献金は禁止を。
- 「日本版 FEC」を設立し、政治資金の情報公開の促進を。
- 行政府や政治家・政党に対する政策要望の公開を。
- 政党の情報開示、ガバナンス、内部統制等を規定した「政党法」の制定を。

【国会改革(一票の格差是正、選挙制度改革、二院制改革)】

1. 衆議院は「単純小選挙区制」とし、一票の格差は1.5倍未満に是正を。

☞ 参照提言

- 次期衆議院議員総選挙(遅くとも2013年秋)までに、衆議院を「単純小選挙区制」に移行する。
- その際、一票の格差は1.5倍未満に是正する。そのために、各都道府県に対する定数の「基数1配分」規定は見直す。

2. 参議院は「全国規模の拘束名簿式比例代表制」とし、機能の抜本的改革を。

☞ 参照提言

- 次期参議院議員選挙(2010年夏)までに、選挙区選挙における一票の格差を是正する。そのために、選挙区合区の可能性も検討する。
- 10年以内を目処に、参議院を「全国規模の拘束名簿式比例代表制」に移行する。
- 同時に、参議院の機能を以下のとおり抜本的に見直し、衆議院と機能分担を図る。
 - a) 参議院で首班指名は行わず、現職参議院議員は政権(大臣、副大臣、政務官)に入らないことで、政権とは一線を画す。
 - b) 特定分野(人事案件、決算、行政監視等)については、参議院先議とする。
 - c) 衆参両院の議決が異なった場合の衆議院の再議決要件を「3分の2」から「過半数」に引き下げ、「衆議院の優越性」を明確化する一方、参議院で否決した場合には、一定期間は衆議院で再議決ができないこととする(いわば衆議院に対する「再審議命令」)。

【マニフェスト政治】

3. 「政権公約(マニフェスト)」を起点とした PDCA サイクルの確立を。

☞ 参照提言

- (※各政党としての取り組みとして)党首選挙において、党首候補者が公約を掲げ、党员・サポーターも含めて十分な期間政策論争を行った上で党首を選出し、選出された党首の公約を党のマニフェストに反映させる。また、その過程は、広く国民に公開する。
- 政権発足後、最初の閣議においてマニフェストを「政府基本政策」として閣議決定する。
- 年1回、政府はマニフェストの自己評価(進捗状況)を『内閣白書』として、公表する。

4. 「内閣委員会」の導入を。

☞ 参照提言

- 財政・税制、社会保障、外交・安保など重要政策の司令塔として、分野毎に「内閣委員会」を設置し、マニフェスト執行体制を強化する。そのメンバーは関係大臣、与党幹部、民間識者から構成し、法定せずに首相が任命し、重要案件は首相が委員長として直轄する。
- 党の「部会」や各省庁の「審議会」は原則廃止する。

5. 政策産業・シンクタンクおよび政策人材の育成による“政策市場”の構築を。

☞ 参照提言

- 政策産業の育成、政策シンクタンク(「民間非営利独立型シンクタンク」)の創設に向けた環境整備(資金、組織設置・運営、人材等)を行う。それによって、民主主義社会のインフラとしての“政策市場”を構築し、国民の政策選択を高度化する。
- 政策市場の活性化により政策産業が生まれ、新たな雇用やビジネスチャンスが生まれることで、官僚、学者・研究者、政治家・政治スタッフ、経済人等の政府内外における政策人材を育成、流動性を高める。

【政治資金規制改革、政党改革】

6. 政党支部は選挙区毎に1つに限定し、政党支部への企業・団体献金は禁止を。

☞ 参照提言

- 政党支部は選挙区毎に1つに限定する。
- 実質的に政治家個人の献金となっている政党支部への企業・団体献金は禁止し、政党が指定する一つの「政治資金団体」に限定する。

7. 「日本版 FEC」を設置し、政治資金の情報公開の促進を。

☞ 参照提言

- 政治家別に政治資金を一括集計し、公開・監視する独立機関として、米国の連邦選挙委員会（FEC; Federal Election Committee）に倣い、「日本版 FEC」を設置する。
- 政治資金全般につき、外部公認会計士による監査を義務付ける。また、各国会議員及び政党の政治資金について、収支ともインターネットでの情報公開を義務付ける。

8. 行政府や政治家・政党に対する政策要望の公開を。

☞ 参照提言

- 米国のロビイング制度を参考に、行政府や政治家・政党に対する政策要望を、政策要望側が陳情を含め公開する。政治資金と政策要望の双方をインターネット上に公開することによって、国民・NPOによる分析・評価を可能とし、政治の透明性を高める。

9. 政党の情報開示、ガバナンス、内部統制等を規定した「政党法」の制定を。

☞ 参照提言

- 諸個別法で規定された政党の記述を集中・独立させ、政党を「公的存在」と認めた上で、必要な内部組織規定を加え、包括的な「政党法」を制定する。
- 同法に基づき、各政党に対して、情報開示、ガバナンス、内部統制ルール等を義務付ける。

参照した提言・意見書等

『首相のリーダーシップの確立と政策本位の政治家の実現を求めて』（2002年10月、2001年度政治委員会）

『さらなる政治改革の推進を』（2004年3月、2003年度政治の将来ビジョンを考える委員会）

『わが国「二院制」の改革』（2005年5月、2004年度政治の将来ビジョンを考える委員会）

『中央政府・政党の機能再構築』（2006年4月、2005年度政治委員会）

『3つの軸から政治改革の加速を』（2007年5月、2006年度政治委員会）

『マニフェスト時代の行政体制と“政策市場”の構築を』（2008年4月、2007年度行政改革委員会）

『同友会版「骨太の方針」』（2009年7月、2009年度夏季セミナー「軽井沢アピール」添付）

【2】 行政改革

めざすべき国のかたち

- **小さくて効率的で信頼される政府**
「官から民へ」「国から地方へ」が貫徹され、中央政府は民間や自治体では担うことのできない役割に徹している。行政機関は、政治主導の下、環境変化に対応して戦略的、機動的、迅速に政策立案・執行を行っている。無駄の排除、生産性向上、情報公開、説明責任が徹底し、行政に対する国民の信頼が高まっている。
- **国民本位の行政を実現する開かれた国家公務員制度**
国家公務員制度は、重要かつ戦略的な組織に英知を結集させるという観点から、官民を問わず高いパブリック・マインドを有する優秀な人材を登用する開かれた仕組みになっている。健全な競争原理が導入され、職務・職責と政策の達成度に応じた処遇が実現し、省益ではなく真の国益を考えた政策の実現に貢献する人材が評価される組織風土が醸成されている。

主な政策提言

【中央政府の再設計】

- 「国家戦略本部」を新設し、組織横断的な国家戦略の企画・立案・調整を。
- 内閣による人事権と予算権の確保を。
- 「日本版 GAO」を新設し、政策評価機能の強化を。

【独立行政法人改革】

- 独立行政法人等は業務の必要性をゼロベースで再検討し、徹底した見直しを。

【国家公務員制度改革】

- 官僚の能力向上・発揮に資する国家公務員制度改革を。

【中央政府の再設計】

10. 「国家戦略本部」を新設し、組織横断的な国家戦略の企画・立案・調整を。

☞ 参照提言

- 内閣官房を改組し、「国家戦略本部」を新設し、その下に内政・外政戦略の中核となる「経済財政諮問会議」と「国家安全保障会議」を設置する。重要な国家戦略(外政・内政)を担う機能を各省庁から移行し、組織横断的に企画立案・調整が可能な組織に位置付ける。
- 重要かつ横断的なテーマ別に戦略大臣を置く。また、各省庁から移行した機能の担当局長以上はすべて転籍させ、必要なスタッフも同本部に集約する。同本部の幹部およびスタッフは原則として政治任用とし、官民間わず優れた人材を結集できるような仕組みを構築する。

11. 内閣による人事権と予算権の確保を。

☞ 参照提言

- 内閣および各省幹部については、国務大臣の任命により総理が承認し決する仕組みとする。
- 新設する国家戦略本部にて予算編成の基本方針を策定し、これを閣議決定する。基本方針に基づき、国家戦略本部内に予算策定業務チームを設置し、総理のリーダーシップで重点政策別および大枠の省庁別予算配分を決定する。また、全省庁の予算執行を事後評価・監視、決算査定を行う機能を設ける。

12. 「日本版 GAO」を新設し、政策評価機能の強化を。

☞ 参照提言

- 会計検査院を改組し、米国の行政監視院(GAO; Government Accountability Office)に倣った「日本版 GAO」を新設する。行政からの独立性を担保するため、国会の付属機関とする。
- 職員は、公認会計士の他、弁護士、科学者、エコノミストなどの専門家も登用し、現在の約1,300人から倍増程度の体制とする。
- 同院は、前年度予算の執行状況と政策評価をとりまとめ、9月末までに国会に報告する。分析対象は一般会計、特別会計などすべての財政支出とし、各省別にその年の重点調査分野を限定して集中的に調査する。

【独立行政法人改革】

13. 独立行政法人は業務の必要性をゼロベースで再検討し、徹底した見直しを。

☞ 参照提言

- 独立行政法人の事業について、政策的に行う必要性をゼロベースで精査する。
- その際、官による事業実施を中止した場合に、公共上の著しい弊害が予見される事業のみを継続することとし、より効率的な実施を可能とする体制を追求する。
- それ以外の事業については、自己収入比率や経常利益が高い水準にある場合には民営化し、十分ではない場合は期限を定めて廃止する。
- 以上の共通方針を踏まえて、法人単位ではなく、各業務類型についての基本方針を定め、個別の見直しを実施する。
- 各省の独立行政法人評価委員会を廃止し、評価を一元的に行う「独立行政法人総合評価会議(仮称)」を設置する。同会議は事業実績の事後評価を行い、各省大臣に対して業務改善や組織改編などを勧告する。また、各独立行政法人の監事の権限を強化し、内部監査機能の充実を図る。

【国家公務員制度改革】

14. 官僚の能力向上・発揮に資する国家公務員制度改革を。

☞ 参照提言

- 【幹部任用】 新設する国家戦略本部の幹部・スタッフ、および全省庁の指定職級以上の幹部職員は政治任用とし、国家戦略本部に幹部職員の内閣一元管理を行う人事機能を持つ組織を設置する。
- 【採用・配置】 幹部をめざす総合職は、内閣により一括採用・配置を行う。人事は複数の省庁異動を前提とする。高度専門職(弁護士、公認会計士、医師等の有資格者、金融等の専門家・実務家等)は各省採用とし、事務次官や局長と同格またはそれ以上の処遇を与えることも可能とする。
- 【給与】 給与制度は職務・職責主義に改め、政策目標の達成度や貢献による成果主義を導入する。総務省行政管理局の機構・定員管理機能と人事院の給与機能を内閣人事・行政管理局に移管し、各府省横断的な人件費の適正かつ効率的配分を可能とし、「総人件費管理」の徹底を図る。
- 【天下り】 早期勧奨退職の慣習を改め、役職定年制を導入し、民間並みの定年制への移行及び報酬・年金の制度を見直す。各省庁による再就職幹旋や渡り方式を根絶する。総人件費抑制のため、降格・降給を含めた人事体系の見直しを行う。
- 【人事交流】 官民交流を促進し、民間からの中途採用を積極的に進める。ポジションの専門性に着目した公募型の民間任用を実施する。フリーエージェント制や課長級以上の公募制の積極活用も検討する。

- 【労働基本権】 自衛隊や警察などを除いた公務員については労働基本権を付与し、民間と同様の労働条件とする。よって、公務員の身分保障を撤廃し、雇用保険への加入を行う。また、分限処分について手続きの整備を進める。なお、幹部職員は労働基本権の対象外とする。

参照した提言・意見書等

- 『開かれた公務員制度の構築を』(2005年5月、2004年度公務員制度改革委員会)
- 『総理のリーダーシップに基づく行政改革の一層の本格化を望む』(2006年3月、2005年度行政改革委員会)
- 『中央政府・政党の機能再構築』(2006年4月、2005年度政治委員会)
- 『中央政府の再設計』(2007年4月、2006年度行政改革委員会)
- 『独立行政法人の徹底した見直しを』(2007年7月、2007年度夏季セミナー)
- 『独立行政法人整理合理化計画の策定に向けて』(2007年10月、構造改革進捗レビュー委員会)
- 『独立行政法人の合理化・効率化を求める～独立行政法人整理合理化計画の策定に向けてⅡ』(2007年11月、構造改革進捗レビュー委員会)
- 『マニフェスト時代の行政体制と“政策市場”の構築を』(2008年4月、2007年度行政改革委員会)
- 『行政支出削減推進に向けた意見』(2008年11月、2008年度経済情勢・政策委員会)
- 『真の議院内閣制確立のために～「国家公務員制度改革」に対する意見』(2009年2月、2008年度行政改革委員会)

【3】 地方分権改革、地域主権型道州制

めざすべき国のかたち

- 「基礎自治体」「道州」「国」の三層構造から成る地域主権型社会
行政区分が「基礎自治体」「道州」「国」の三層構造から成っている。基礎自治体が地域に密着した生活関連行政を担うことを基本とし、基礎自治体で担うことが困難な行政は道州が、道州で担うことが困難な行政は国が担い、「補完性の原則」が貫かれている。
- 多様な個性を競い合う自立した地域社会
各地域が多様な個性を発揮し、魅力ある地域づくりが行われている。各自治体は、顧客・成果志向の経営が行われ、地域最適（ローカルオプティマム）の発想に基づき、各地域の個性・特性を踏まえた行政サービスを提供し、地域間で競い合っている。行政に過度に依存することなく、自立した地域住民が、積極的に地域行政や地域活性化に参画している。

主な政策提言

- 税源移譲と交付税改革を中心に、三位一体改革の更なる推進を。
- 超党派による協議機関の設置と「新・地方分権一括法」の制定を。
- 市町村合併を促進し、人口30万人規模・300程度の「基礎自治体」に再編を。
- 基礎自治体の経営改革の推進を。
- 地方議会の行政監視、政策立案・立法機能の向上を。
- 「道州制基本法」を制定し、地域主権型道州制へ移行を。

15. 税源移譲と交付税改革を中心に、三位一体改革の更なる推進を。

☞ 参照提言

- 国税と地方税の割合を現在の3:2から2:3にする。
- 交付税は算定方式の簡素化・透明化を図り、総額抑制の具体的数値を提示し(例えば法定率分のみ)、不交付団体数を増やす。
- 国の関与と国庫補助負担金を原則廃止し、地方自治体に権限を委譲する。補助負担金については奨励的補助金を全廃し、少額・定率の補助金や地方が廃止を求める補助金もすべて廃止する。
- 新たな地方債の発行のスキームと自治体再建法制(破綻法など)を整備する。同時に、自治体財務監査や再建のための検討機関の設置を検討する。
- 地方の財政再建のために、地方議会の議員数を削減する。少なくとも市町村合併を行った自治体は、率先して削減に取り組む。また、地方議員は率先して自らの報酬を見直し、財政再建の目処が立つまで報酬を返上するなど歳出削減に努める。

16. 超党派による協議機関の設置と「新・地方分権一括法」の制定を。

☞ 参照提言

- 地方分権改革は国民生活に密接にかかわる分野であるため、超党派による協議機関を設置する。
- 2012年度までに、「新・地方分権一括法」を制定する。

17. 市町村合併を促進し、人口30万人規模・300程度の「基礎自治体」に再編を。

☞ 参照提言

- 市町村合併をさらに促進し、人口30万人規模・300程度の「基礎自治体」に再編し、政令指定都市並みの権限を付与する。
- 国と地方の新たな税体系を構築する。その際、地域の自己決定が可能な地方税とし、税率の決定は基本的に自治体に委ね、課税自主権を強化する。
- 地方財政計画および地方交付税交付金廃止後の新たな財政調整制度を構築する。財政調整は収支補填ではなく税収格差を緩和する仕組みとする。また、地方財政計画廃止により、積み上げによる歳出予算から収入に見合う歳出予算とする。
- 地方自治法、地方財政法、地方税法など国が定める地方にかかわる法律を見直し、基本法一本とし、その他詳細にわたるルールは各地域の事情と責任において条例で定める。

18. 基礎自治体の経営改革推進を。

☞ 参照提言

- 各基礎自治体において、マニフェスト選挙による首長の選出を推進する。マニフェストの実現に向け、幹部級職や首長スタッフは政治任用とし、特別職として首長と任期を同じにする。その際、首長は多選禁止とする。
- 首長マニフェストに基づく職員の目標管理制度、成果主義報酬の仕組みを導入する。
- 戦略・政策の立案・実行部隊として首長直轄の「改革本部」を、首長の諮問機関として専門家・民間人から成る「戦略諮問会議」を、進捗状況の監視及び政策効果の測定・分析を行う「改革評価委員会」を設置する。
- 第三セクターをはじめ外郭団体の特別会計も含めた公会計制度を整備する。各種データを住民にわかりやすく比較可能な形に集約し、常に公開・アクセスできるように電子化の活用等も含めて整備する。
- 全事業をゼロベースから見直し、事業の再構築を図るため、全予算項目について事業の評価・仕分けを行い、自治体の役割を企画・調整業務などのコア業務に集中し、現業などの周辺事業は民営化・民営移管や民間委託を促進する。そのために、市場化テスト、NPM (New Public Management) の導入を検討する。

19. 地方議会の行政監視、政策立案・立法機能の向上を。

☞ 参照提言

- 議会事務局の役割・機能を明確にし、議会の補佐機関である事務局の政策、法務にかかわる調査機能の質・量の両面にわたる整備を行う。議長に議会事務局の任免権のみならず、採用権も付与する。
- 議会の行政監視、政策立案機能を強化するため、議会付属の調査機関を設置する。
- 議会の法定議決事件(事項)の条例による追加を可能にする規定を活用し、議決事件の拡大を図る。
- 議会の自律性を担保するため、議会費予算の執行権を首長から議長に移し、議会の職務執行命令権者と予算執行権者を一致させ、市民に対する責任の明確化を図る。

20. 「道州制基本法」を制定し、地域主権型道州制へ移行を。

☞ 参照提言

- 2013年度以降、「道州制基本法」を制定する。
- 地域主権型道州制への移行を具体的に検討する。一例として、「道州」は人口700～1000万人規模で11～12のブロック単位とし、各ブロックは20～30の「基礎自治体」を有し、ブロックの中心は政令指定都市に準ずる都市の存在を想定する。なお、ブロックを考える際には、小選挙区の比例代表制の選挙ブロックを参考に、経済圏や地理的つながりを勘案する。

参照した提言・意見書等

- 『基礎自治体強化による地域の自立』(2006年4月、2005年度地方行財政改革委員会)
- 『基礎自治体の経営改革』(2007年6月、2006年度地方行財政改革委員会)
- 『基礎自治体のガバナンス改革』(2008年6月、2007年度地方行財政改革委員会)
- 『同友会版「骨太の方針」』(2009年7月、2009年度夏季セミナー「軽井沢アピール」添付)
- 『地域主権型の道州制導入に向けて<中間報告書>』(2009年10月、2009年度地方行財政委員会)

【4】 安全保障

めざすべき国のかたち

- 世界の平和と安定に貢献し、国際社会から信頼され、必要とされる国
「国益」と「地球益」の未来最適を追求し、主体的に世界の平和と安定に貢献している。その結果、国際社会からの信頼を得て、必要とされる国になっている。軍事面では、世界唯一の被爆国として真に平和を希求し、大量破壊兵器の拡散防止や平和維持活動等に積極的に取り組んでいる。非軍事面では、世界的諸課題（貧困、疾病、環境等）の解決に取り組み、貢献している。

主な政策提言

- 日米同盟の維持・強化を。
- アジアにおける安全保障対話・協力の枠組み強化を。
- 国際ガバナンス向上のための制度インフラ構築に貢献を。
- 集団的自衛権に関わる政府の憲法解釈の変更を。
- 自衛隊の国際貢献活動のための恒久法制定を。
- 「日本型 CIMIC(民軍協力)」体制の構築を。
- 戦略性、機動性、透明性、効率性の高い国際協力の推進を。
- 外交・安全保障政策にかかわる人材基盤の強化を。

21. 日米同盟の維持・強化を。

☞ 参照提言

- わが国と世界の平和と安定を確保するために、引き続き米国との同盟を選択し、新たな国際環境に即した相互補完関係を追求することで、日米同盟関係の維持・強化を図る。同盟関係におけるわが国の役割を自ら定義し、具体的行動をもって、同盟の実効性を高めていく。
- 日米同盟の信頼関係を確固たるものとするためにも、2006年に合意した在日米軍再編に向けた「ロードマップ」を着実に実行する。

22. アジアにおける安全保障対話・協力の枠組み強化を。

☞ 参照提言

- アジアにおける安定化要因として機能してきた日米同盟を軸として、アジアにおける安全保障対話・協力の機会を設け、地域の連帯感と相互理解の強化に向けて貢献を重ねていく。
- 特に、テロリスト対策、海賊対策、大量破壊兵器・ミサイル技術の拡散防止等、安全保障上の不安定要因にかかわる対話の仕組みを構築、強化し、既存の戦略対話や防衛交流をも強化、格上げすることで、地域の信頼醸成を促していく。それによって、長期的にはアジアにおいて多国間安全保障、軍備管理のための枠組みの整備につなげる。

23. 国際ガバナンス向上のための制度インフラ構築に貢献を。

☞ 参照提言

- 自然災害、犯罪、貧困、環境など越境的問題の解決に向けた国際協力体制の枠組みの構築に努力する。
- 国際協力のための枠組みの実効性を担保する人材、ノウハウ等を充実させるため、開発援助の戦略的活用、情報の収集分析に携わる人材の育成、強化といった支援策を機動的に行う。

24. 集団的自衛権に関わる政府の憲法解釈の変更を。

☞ 参照提言

- 日米同盟を機軸とする安全保障体制と、国連を中心とする国際的な平和維持活動への協力を高め、わが国の人々と国土を守り、地域の安定を確保するため、政府の憲法解釈を改め、集団的自衛権の行使を認める。

25. 自衛隊の国際貢献活動のための恒久法制定を。

☞ 参照提言

- 国の内外に対して、国連 PKO 活動やその他の国際平和協力活動に自衛隊が参加することの目的、派遣の基準、従事する業務を明らかにするために、恒久法を制定し、より機動的に世界の平和に貢献できるよう、体制構築を図る。

26. 「日本型 CIMIC(民軍協力)」体制の構築を。

☞ 参照提言

- 紛争終了後の安全確保・人道復興支援をより速やかに、かつ効果的に展開するために、自衛隊及び警察・海上保安庁等の安全確保に関わる政府機関と、国内の NGO、民生における専門家、企業等の民間が持つそれぞれの強みを活かし、協同かつ相互補完的な活動ができる枠組みである「日本型 CIMIC(民軍協力)」体制を構築する。

- 具体的には、従来の PKO 活動に加え、a) 保健、食糧、水、消防等のライフ・サポート、b) 公共交通、水路、電気通信等のインフラストラクチャー、c) 地雷除去、難民キャンプ、難民の移動等の人道支援、d) 司法、地方組織、通関、金融、教育等の制度構築といった民生における分野別の専門家を含めた組織による支援活動を展開する。

27. 戦略性、機動性、透明性、効率性の高い国際協力の推進を。

☞ 参照提言

- 途上国の自助努力に対する協力・支援を基本とし、官民一体となってハード、ソフト両面から途上国の経済構築に関与する。アジア、アフリカを主対象として行ってきた支援実績を踏まえ、日本型国際協力モデルを確立し、世界の主要国に劣後しない援助額をもって、質の高い国際援助を進める。

28. 外交・安全保障政策にかかわる人材基盤の強化を。

☞ 参照提言

- 外交・安全保障政策に関し、国際的な知的交流を担うことができる人材の充実を図る。外交・安全保障政策に関わる人材を企業、政府、政党、大学、シンクタンク等にてプールし、彼らが活躍できる場を拡大していく。

参照した提言・意見書等

- 『安全保障問題調査会報告書』(1996年4月、1995年度安全保障問題調査会)
- 『21世紀初頭の世界の枠組みと日本の役割』(1996年5月、1995年度ニューワールドオーダーと日本の役割を考える委員会)
- 『市場の提供による国益の実現』(1998年6月、1998年度経済外交委員会)
- 『早急に取り組むべきわが国の安全保障上の四つの課題』(1999年3月、1998年度安全保障問題委員会)
- 『21世紀宣言』(2000年12月、2000年度21世紀宣言起草委員会)
- 『憲法問題調査会活動報告書』(2002年4月、2001年度憲法問題調査会)
- 『戦闘終了後の新たな安全確保・人道復興支援体制の構築に向けて』(2004年11月、2004年度イラク問題研究会)
- 『今後の日本の国際協力について』(2006年2月、2005年度日本の対外援助委員会)
- 『東アジア共同体実現に向けての提言』(2006年3月、2005年度アジア委員会)
- 『新たな外交・安全保障政策の基本方針』(2006年9月、2006年度外交・安全保障委員会)
- 『新たな日米関係の構築』(2009年1月、2008年度米州委員会)

：国民の受益と負担の見直し

【5】 財政・税制改革

めざすべき国のかたち

- 国民負担率が GDP 比30%台前半 (NI 比40%台前半) で「活力」と「安心」が生まれる社会

歳出・歳入一体改革が功を奏し、2010年代後半には長期債務残高が減少に転じ、2020年代末に長期債務残高が GDP と同規模まで圧縮されている。社会保障等はナショナルミニマムが確保されている。民間の力を活用しながら、必要不可欠かつ最小限の行政サービスを効率的に提供する「小さな政府」が実現している。税制は、個人や企業の活力を存分に引き出し、社会のために願いを込めて納税する税制となっている。その結果、国民負担率は GDP 比30%前半にとどまっているが、「活力」と「安心」が生まれている。

主な提言

【歳出・歳入一体改革のための制度整備】

- 「財政健全化法(仮称)」の制定を。
- 「国民生活番号(納税者番号)(仮称)」制度の導入を。

【歳出改革、予算制度改革、特別会計改革】

- 公共事業を含む裁量的経費のムダの徹底的削減を。
- 歳出削減や行政効率化を図るための予算制度改革を。
- 特別会計の徹底的見直しと透明化を。

【歳入改革(税制改革)】

- 消費課税は、基礎年金と地方の安定財源確保を目的に、17%まで引き上げを。
- 法人課税は、租税特別措置制度の抜本的見直しと法人事業税の廃止を。
- 「給付つき税額控除」の導入し、低所得者への配慮と就労・子育て支援を。
- 所得税は、将来的に総合所得課税の導入を。

【歳出・歳入一体改革】

29. 「財政健全化法(仮称)」の制定を。

☞ 参照提言

- 「財政健全化法(仮称)」を制定し、財政規律を法定する。
- 同法には、以下の内容を盛り込む。
 - a) 政府の規模: 国民負担率の上限目標(GDP 比30%台前半)を設定し、その範囲内で財政を運営。
 - b) 社会保障給付: 給付総額の伸び率を名目成長率以下に抑制。
 - c) 基礎的財政収支の均衡及び債務の圧縮:
 - 2010年代前半に基礎的財政収支を均衡
 - 2010年代後半に債務を拡大から圧縮へ転換
 - 2020年代末頃に長期債務残高の対 GDP 比を他の先進諸国並みに
 - d) 景気悪化への対応: 歳出削減を一時的に猶予。
 - e) 目標未達成時の措置: 裁量的経費や公務員人件費総額を自動的削減。

30. 「国民生活番号(納税者番号)(仮称)」制度の導入を。

☞ 参照提言

- 個人情報保護のための十分なセキュリティを確保した「国民生活番号(納税者番号)(仮称)」制度を導入し、社会保障給付や個人の所得把握のためのインフラを整備する。

【歳出改革、予算制度改革、特別会計改革】

31. 公共事業を含む裁量的経費のムダの徹底的削減を。

☞ 参照提言

- 公的固定資本形成は年率4%で削減を続け、他の先進諸国と同レベルのGDP 比約3%まで引き下げる。
- その他の裁量的経費は年率2%削減し、2007年度比約8割の水準まで圧縮する。
- この改革にあたっては、官需に大きく依存している地域での新たな産業の育成・支援、予算の効率的執行に対するインセンティブの付与などの施策によって後押しする。

32. 歳出削減や行政効率化を図るための予算制度改革を。

☞ 参照提言

- 新設の「国家戦略本部」に予算策定業務のチームを設置し、首相のリーダーシップで重点政策別および大枠の省庁別予算配分を決定する。その際には、複数年度予算(例えば3年)を導入する。
- 各府省は、政策目標に基づき、自らの裁量で予算配分を決定する。各府省内で「Pay-as-you-go(財源なくして増額措置なし)原則」を徹底し、自らの判断で予算の再配分を含めた政策のスクラップ・アンド・ビルドを行う。
- 府省横断的な政策については、規制改革・制度改革などと予算措置を組み合わせ、政策の実効性・効率性を高めることを目的とした政策群を拡充する。予算の効率性を高め、歳出の質的向上を図ることに止まらず、府省間での所管の見直しや当該政策に関わる制度の改革まで推進していく。

33. 特別会計の徹底的見直しと透明化を。

☞ 参照提言

- 一般会計からの繰り入れが一定以上を占める特別会計から生じた剰余金は、一般会計への繰り入れを原則とする。積立金の適正なレベルを明確化し、それを上回るものは国債償還や料金等負担者へ還元する。
- 予算・決算の透明性を向上するため、透明性の予算書・決算書に示されている事業区分や費目の定義を統一する。定量的な事業評価の仕組み(ベンチマークの採用など)の整備と併せ、業務監査、会計監査を徹底する。「業務取扱費等」、とりわけ「庁費」は詳細に公表し、その妥当性について検討する。
- 特別会計が実施する事業や特別会計そのものについてサンセット条項を導入し、その継続・是非について定期的かつ不断に検証することを制度化する。

【歳入改革(税制改革)】

34. 消費課税は、基礎年金と地方の安定財源確保を目的に、17%まで引き上げを。

☞ 参照提言

- 基礎年金の全額公費負担化を実現し、地方行政の安定財源を確保するため、2013年度より消費税率を以下のとおり段階的に引き上げる。

	年金目的	国	地方	合計
現行	-	4%	1%	5%
2013年度	3%	2%	5%	10%
2015年度	8%	2%	5%	15%
2017年度	10%	2%	5%	17%

- 非課税品目・取引は基本的に現行制度を継承しつつ、単一税率とする。
- 消費税の引き上げに際し、既存の個別間接税はゼロベースで見直す。
- 消費課税について、かねてより問題視されている「益税」を排除するため、簡易課税制度を廃止するとともに、インボイス制度を導入する。
- 免税点制度についても、廃止も視野に入れた抜本的改革を行う。

35. 法人課税は、租税特別措置制度の抜本の見直しと法人事業税の廃止を。

☞ 参照提言

- 企業に対する租税特別措置は、既得権益を排除して政策目的と効果の観点から精査する。対象の業種や効果が限定的なものは整理・廃止する一方、わが国の経済及び企業の活力を維持・向上させるものは継続あるいは恒久化する。
- 地方税である法人事業税の廃止等によって、法人実効税率を少なくとも35%に引き下げ、国際水準に近付ける。

36. 「給付つき税額控除」の導入し、低所得者への配慮と就労・子育て支援を。

☞ 参照提言

- 消費税率の引き上げに伴う低所得者層や子育て世代に対する生活費の負担軽減に加え、生活保護給付等と給与所得との連携を図り、健康で意欲ある高齢者の就業を促進するため、「給付つき税額控除」を導入する。
- その導入にあたっては、前述の「国民生活番号(納税者番号)(仮称)」を同時に導入する。

参照した提言・意見書等

『活力ある経済社会に向けた財政健全化の道筋』(2005年4月、2004年度行財政改革委員会)

『社会のために皆が願いを込めて納める税制への改革』(2007年4月、2006年度財政・税制改革委員会)

『マニフェスト時代の行政体制と“政策市場”の構築を』(2008年4月、2007年度行政改革委員会)

『行政支出削減推進に向けた意見』(2008年11月、2008年度経済情勢・政策委員会)

『財政健全化に一步を踏み出し、持続的な成長につなげよ』(2009年11月、2009年度財政・税制改革委員会)

【6】 社会保障制度改革

めざすべき国のかたち

- **国民から信頼される持続可能な社会保障制度**

公的制度によりナショナルミニマムは確実に保障され、それを超える部分は民間の力を活用し、自己責任、自己努力の原則に基づく制度が構築されている。税と保険の役割、負担と給付の関係が明確になるように制度の構造がわかりやすくなり、負担と給付における世代間・世代内格差は是正されている。

主な政策提言

【社会保障一体改革】

- 「社会保障改革会議(仮称)」を設置し、社会保障制度の一体的改革を。

【公的年金制度改革】

- 全額年金目的消費税で賄う新基礎年金制度の創設を。
- 民間金融機関等が運営する新拠出建年金制度の創設を。

【医療制度改革】

- 75歳以上を対象とする独立した高齢者医療制度の設立を。
- 混合診療の解禁などで医療サービスの効率化と多様なニーズへの対応を。

【介護保険制度改革】

- 介護保険制度におけるサービスの重点化と自己負担の引き上げを。
- 介護老人福祉施設の経営への株式会社等の参入解禁を。

【社会保障一体改革】

37. 「社会保障改革会議(仮称)」を設置し、社会保障制度の一体的改革を。

☞ 参照提言

- 2013年度までに、社会保障制度の一体的改革に向けた具体的検討に着手する。
- その際、社会保障制度は長期間にわたり国民生活のあり方を決定付けることを考えれば、超党派による協議機関として「社会保障改革会議(仮称)」を設置し、合意形成を図るべきである。

【公的年金制度改革】

38. 全額年金目的消費税で賄う新基礎年金制度の創設を。

☞ 参照提言

- 老後における最低限の生活を保障するため、65歳以上の全国民に1人月額7万円(物価スライドを適用)を給付する。財源は、現在の基礎年金部分における保険料を全額年金目的消費税に置き換える。これにより、基礎年金部分における個人の保険料負担はゼロにする。

39. 民間金融機関等が運営する新拠出建年金制度の創設を。

☞ 参照提言

- 最低限の生活保障を超える新たな2階部分として、民間金融機関等が運営する新拠出建年金制度を創設する。同制度は、収入のある国民は加入可能とし、国は税制面で優遇措置を行う。
- 新制度の導入にあたり、現在の厚生年金報酬比例部分は、約50年間かけて積立方式に移行し、最終的に廃止する。
- 現行の厚生年金において企業が負担している保険料相当分は、過去期間にかかる年金純債務の処理に充てるとともに、新たな2階部分となる新拠出建年金に拠出する。これらにより、本改革実施後も企業の負担は変わらないものとし、企業の保険料負担は、現行制度における負担と同水準にする。

【医療制度改革】

40. 75歳以上を対象とする独立した高齢者医療制度の設立を。

☞ 参照提言

- 75歳以上を対象とする独立した医療保険制度を設け、その医療費の財源構成は、公費7割、自己負担2割、保険料1割とする。
- 74歳以下の医療費は、基本的に保険料と自己負担(3割)で賄うこととし、75歳以上を対象とする医療への支援金拠出は行わない。
- 高額療養費制度は維持する。

41. 混合診療の解禁などでサービスの効率化と多様なニーズへの対応を。

☞ 参照提言

- 混合診療を全面的に解禁する。これにより、医療サービスの選択肢を拡大し、公的医療保険給付を抑制するとともに、成長分野として期待される医療関連産業の可能性を広げる。
- レセプトの完全オンライン化を実施する。
- 医療分野への企業参入の自由化を促進する。

【介護保険制度改革】

42. 介護保険制度におけるサービスの重点化と自己負担の引き上げを。

☞ 参照提言

- 介護保険給付を重度者に重点化し、「要介護1」及び「要支援1～2」を保険適用外として、「要介護2」以上について自己負担割合を2割に引き上げ、受益と負担の関係を明確にする。

43. 介護老人福祉施設の経営への株式会社等の参入解禁を。

☞ 参照提言

- 構造改革特区以外でも介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の経営への株式会社等の参入を認める。
- 社宅等民間施設の介護施設への転用を促進する。

参照した提言・意見書等

- 『安心して生活できる社会を求めて—社会保障改革の基本的考え方—』(1996年11月、1996年度年金・福祉問題委員会)
- 『「複線型人生」のすすめ—少子・高齢化への提言』(1999年3月、1997-1998年度少子・高齢化問題委員会)
- 『社会保障制度改革の提言 (その1)年金制度改革』(2000年3月、1999-2000年度社会保障改革委員会)
- 『社会保障制度改革の提言(その2)医療問題』(2000年10月、1999-2000年度社会保障改革委員会)
- 『「自律国家」と「国民負担率30%の小さな政府」』(2001年1月、1999-2000年度行政委員会)
- 『国民が選択できるバラエティ豊かな医療の実現のために』(2001年5月、1999-2000年度医療保険制度改革研究会)
- 『急激に進展する少子高齢化社会に向けた持続可能な公的年金制度への抜本改革』(2002年12月、2002年度社会保障改革委員会)
- 『国民の信頼の回復と若者たちの夢を支えるシステム改革を』(2003年2月、2002年度行財政委員会)
- 『安心で充実した老後生活を支える新しい年金体系の構築』(2004年2月、2003年度年金改革委員会)
- 『医療先進国ニッポンを目指して』(2004年4月、2003年度医療改革委員会)
- 『介護保険制度の抜本改革を』(2004年11月、2004年度社会保障改革委員会)
- 『本格的な少子高齢化時代にふさわしい社会保障制度の確立』(2005年4月、2004年度社会保障改革委員会)
- 『社会保障制度を真に持続可能とするための抜本的・一体的改革』(2006年5月、2005年度社会保障改革委員会)
- 『活力ある経済社会を支える社会保障制度改革』(2007年4月、2006年度社会保障改革委員会)
- 『国民生活の向上と市場創造の実現に向けて』(2007年10月、2007年度規制改革委員会)
- 『真に持続可能な年金制度の構築に向けて』(2009年6月、2008年度社会保障改革委員会)
- 『地域を主体とする医療制度を目指して』(2009年6月、2008年度医療制度改革委員会)
- 『新政権に望む～新しい国づくりに向けた責任ある政権運営を求め～』(2009年8月)
- 『財政健全化に一步を踏み出し、持続的な成長につなげよ』(2009年11月、2009年度財政・税制改革委員会)

：持続可能な経済成長の実現

【7】 経済成長戦略

めざすべき国のかたち

- **民間の活力を引き出し、持続可能な成長を遂げる国**
効率的な市場が構築され、自由で公正な市場競争が行われ、付加価値の高い新事業、製品・サービスが創造されるとともに、成長の核となる新産業が生まれている。健全な産業の新陳代謝を通じ、地域経済や中小企業も活性化している。規制改革が進展し、規制や補助金に守られてきた閉鎖的市場が開放され、提供されるサービスの多様性や生産性の向上が豊かな国民生活に結び付いている。不公正取引や違法行為については、事後監視・制裁が行われ、社会からの信頼を得られない企業は、規律ある市場の自浄作用によって淘汰されている。
- **科学技術・イノベーション立国**
優れた研究者や技術者が育成され、グローバルに活躍できる真のリーダーやイノベーターが発掘・輩出されている。少子・高齢化や地球温暖化などの諸課題に直面する中で、研究開発投資が競争的に重点配分され、その成果が十分に社会に還元され、社会的課題の解決と成長に結び付いている。ベンチャー企業を起業・育成する環境が整い、成長の原動力となっている。
- **アジアを中心とした世界の活力を取り込む国**
国境を越えた「ヒト・モノ・カネ」の流れを円滑にする「内なる国際化」が進み、空港・港湾の国際競争力強化、対内直接投資の拡大、留学生・外国人研究者の活躍、東京の国際金融センターとしての地位向上、外国人労働者の受け入れが進展している。EPA/FTA の締結が進み、「外への戦略的国際化」が進捗した結果、アジアを中心とした世界の活力を取り込んでいる。

【民間主導経済の確立】

- 規制のデザイン改革の推進を。
- 「日本版 SEC」「金融商事高裁」の設立など金融インフラの整備を。
- 労働市場の変化に対応した雇用制度の見直しを。
- 民間主導による地域経済の活性化と生産性向上を。
- 中小・零細企業支援政策の抜本的見直しを。

【イノベーションの推進】

- 社会還元を強く志向した研究開発投資の推進を。
- 起業促進による新事業創造を。

【グローバル化への対応】

- 真の開国に向けた国内環境の整備で「内なる国際化」を。
- EPA/FTA の積極的推進等で「外への戦略的国際化」を。
- 東アジア経済統合の早期確立を。

【民間主導経済の確立】

44. 規制のデザイン改革の推進を。

☞ 参照提言

- 行政を「事前規制型」から「事後監視型」へ転換する。規制が必要とされる場面では、禁止規制や参入制限型の規制ではなく、行為規制や罰則の厳格化など、社会的に望ましい行動を促すインセンティブを与える設計とする。必要な規制の導入にあたっては、経済社会全体への影響について事前評価を行い、その内容を公開する。
- 「規制改革基本法(仮称)」を制定し、現在の規制をゼロベースで見直す。
- 現在の「規制改革会議」の機能を継承する新組織を設立する。新組織は民間人から成る第三者組織とし、独立した事務局を有し、関係省庁に対する勧告権や調査権を与える。

医療、農業、林業、保育、教育、に関する個別具体策は、「【6】社会保障制度改革」「【9】農業」「【10】少子化対策」「【11】人材育成、教育改革」を参照。

45. 「日本版 SEC」「金融商事高裁」の設立など金融インフラの整備を。

☞ 参照提言

- 資本市場を健全かつ有効に機能させるため、情報インフラの整備を行う。
- 証券取引等監視委員会の人員・機能を拡充し、米国の SEC (Securities and Exchange Commission) に倣った「日本版 SEC(証券取引委員会)」を新設する。新委員会は、国家行政組織法第3条に基づく独立性の強い機関(3条委員会)とする。
- 東京高等裁判所内に「金融商事高裁」を設置し、金融実務に精通した専門家を関与させ、司法判断を下す体制を築く。
- 金融資本取引にかかわるインフラを英語で利用可能にする。

46. 労働市場の変化に対応した雇用制度の見直しを。

☞ 参照提言

- 同一価値労働・同一賃金を実現する。
- 過度の解雇規制を緩和する一方、解雇に伴う金銭的補償や再就職支援等のルールを定める。
- 「職業訓練義務を伴う失業扶助」を恒久的な制度とする。その際、義務付ける職業訓練の内容は、民間も活用しながら時代のニーズに合わせて見直し、労働市場への早期復帰を促すことが可能なものに改革する。

47. 民間主導による地域経済の活性化と生産性向上を。

☞ 参照提言

- 地域住民や地元企業などの「民」が主体となり、「官」が協力する官民協力・連携体制を構築し、地域ブランド戦略、地域マーケティング戦略を立案・実行する。
- 各地域の中心市街地への人口集積を図る。そのために、公共施設の集約化、中心市街地の低・未利用地の固定資産税率引き上げ、相続税の見直し、借家借地法の見直し、都市景観の整備を行う。
- 将来の地域経営を担う人材の育成・開発に取り組む。また、幅広いネットワークと経験を有する外部人材も登用する。
- 官民で重複して同質のサービスを提供しているものについては、「市場化テスト」を実施し、生産性を向上させる。

48. 中小・零細企業支援政策の抜本的見直しを。

☞ 参照提言

- 既存の各種支援施策の効果を測定し、利益を出すインセンティブを歪めている施策は廃止する。
- 顧客視点に立って公的支援の体系を見直し、経営革新に取り組む中小企業のニーズに合致した支援策を提供する。
- 中小企業のグローバル化投資と外国人とのコミュニケーション能力を含む人材育成を支援する。
- 中小企業に関する府省横断の連絡会議を開催し、偏在する情報を集約するとともに、必要に応じて新たな調査を実施し、実態を解明する。その上で、府省間で整合する政策、効率的な中小企業行政を進める。

【イノベーションの推進】

49. 社会還元を強く志向した研究開発投資の推進を。

☞ 参照提言

- 早い段階から社会還元可能性を意識し、省庁横断的に研究開発投資の資金配分を行い、基礎研究から応用研究まで一貫した研究開発活動を展開する。
- 競争的研究資金制度を拡充するとともに、客観的・定量的・定期的な評価指標の開発で、成果創出力を高める。

50. 起業促進による新事業創造を。

- エクイティ投資を増やすためにエンジェル税制の一層の拡充を図るとともに、多様な人材がキャピタリストへと進化する環境を整備する。
- 民事再生法の改正により、「個人再生」の制度化を図り、起業家が自己規律をもって企業経営と個人生活を区分し、安心して経営に専念できるようにする。

【グローバル化への対応】

51. 真の開国に向けた国内環境の整備で「内なる国際化」を。

☞ 参照提言

- 【国際化に向けたインフラ整備】 適切な価格と質を備えた社会インフラの整備や、プロフェッショナル・サービスの英語での提供をはじめとする各種社会インフラを整備する。
- 【首都圏空港の整備】 羽田・成田空港の発着枠を拡大し、羽田の国際化・完全24時間化を着実に推進する。
- 【通関手続の簡素化・統一化】 流通コスト低減のため、通関手続の簡素化・統一化を図るとともに、税関の執務時間を延長する。

- 【対内直接投資の拡大】 対内直接投資拡大を推進する。そのために、M&A 推進に向けた税法及び会社法の整備、ヘルスケア分野の自由化、中央・地方行政府並びに関連機関による支援体制の構築を行う。
- 【東京の国際金融センター化】 東京のアジアにおける国際金融センター化をめざす。
- 【留学生・外国人研究者の活用】 留学生や外国人研究者の活躍の場を拡げる。そのために、日本語教育の機会やインターナショナルスクールの拡充をはじめとする生活インフラの充実、魅力的なキャリアパスの整備、外国人研究者に対する就業機会の情報提供・相談窓口の設置、制度的障壁の改善などを早急に進める。
- 【外国人労働者の受け入れ】 秩序ある外国人労働者の受け入れを進める。その際、労働市場テストを通じて、国内労働者によって充足できない分野を職種別・産業別に慎重に検討し、その上で、EPA 等の二国間協定を通じてわが国が受け入れる人数や職種を各国毎に定める。

52. EPA/FTA の積極的推進等で「外への戦略的国際化」を。

☞ 参照提言

- 【EPA/FTA の推進】 EPA/FTA 交渉を積極的に推進する。地域的な「拡大」に加え、農産品自由化や外資規制緩和・撤廃などを通じて、より質の高い「深化」をめざす。
- 【国際標準化戦略】 国際標準化交渉において、わが国が有する知的財産権等の国際標準化を進める。具体的には、国際標準の獲得によって発展が望まれる分野への研究資金の重点配分や、標準化機関における議長、幹事職の更なる引き受けなどに注力する。
- 【知的財産権戦略】 主要特許出願国である日米欧において、三極の特許庁が特許の相互認証の実現を図る世界特許システムを構築する。

53. 東アジア経済統合の早期確立を。

☞ 参照提言

ASEAN 加盟諸国との経済関係については、物品貿易に限らず、サービス、投資、人材といった領域においても連携を強化し、より質の高い経済統合をめざす。また、そうした取り組みを ASEAN+6の枠組みまで拡大する。

参照した提言・意見書等

- 『ベンチャー企業による市場の活性化と個人再生』(2007年4月、2006年度新事業創造委員会)
- 『国民生活の向上と市場創造の実現に向けて』(2007年10月、2007年度規制改革委員会)
- 『金融資本市場活性化とプレイヤー躍進への提言』(2008年3月、2007年度金融・資本市場委員会)
- 『日本の活性化と競争力強化に向けて』(2008年3月、2007年度経済外交委員会)
- 『高い目標を達成するイノベーション志向経営の展開』(2008年4月、2007年度科学技術・イノベーション立国委員会)
- 『ニッポン再生原動力としての地域経済活性化』(2008年5月、2007年度地域経済活性化委員会)
- 『消費活性化が経済成長を促す』(2008年5月、2007年度消費活性化委員会)
- 『サービス産業がリードする豊かな経済社会』(2008年5月、2007年度サービス産業の生産性向上委員会)
- 『真に尊敬され信頼される国家としての経済外交』(2009年3月、2008年度経済外交委員会)
- 『イノベーション志向経営の更なる実現に向けて』(2009年4月、2008年度科学技術・イノベーション立国委員会)
- 『経済危機下における雇用と生活の安心確保(第1次提言)』(2009年4月、雇用問題検討委員会)
- 『米国発金融危機とわが国金融の今後の課題』(2009年4月、2008年度金融・資本市場委員会)
- 『サービス産業の生産性を高める3つの改革』(2009年4月、2008年度サービス産業の生産性向上委員会)
- 『がんばる中小企業を応援するために』(2009年6月、2008年度中小企業活性化委員会)
- 『軽井沢アピール「新しい国づくりに向けた覚悟と行動を求める」』(2009年7月、2009年度夏季セミナー)

【8】 低炭素社会づくり

めざすべき国のかたち

- **世界に先駆けて持続的発展を続ける低炭素社会**
環境保全と経済成長を同時に実現し、世界に先駆けて持続的発展が可能となる低炭素社会が構築され始めている。そのために必要な国民・企業の新たな価値観の醸成、継続的行動を促すための各種制度設計がなされており、低環境負荷型の技術、製品・サービスの導入が進んでいる。また、この変革の過程で獲得した技術、製品・サービス、社会システムが国際社会に展開され、地球環境保全にも貢献しつつ、わが国の経済成長の柱となっている。これらの取り組みは、2020年、2050年のわが国の温室効果ガス削減目標の達成に資するレベルで行われている。

主な政策提言

- IPCC等の科学的知見に基づき、主要排出国全員参加の枠組みづくりに貢献を。
- わが国の温室効果ガス削減中期目標として「1990年比 7%」を。
- 持続可能な社会づくりに向けて全員参加で最大限の努力を。
- 途上国に対して、必要な技術・資金供与を。
- 東アジアの持続的発展に向けた環境・エネルギー分野の連携を。
- 核燃料サイクルを含む原子力発電の着実な推進を。
- 環境配慮型の税の導入を。

54. IPCC等の科学的知見に基づき、主要排出国全員参加の枠組みづくりに貢献を。

☞ 参照提言

- IPCC等の科学的知見に基づき、先進国として応分の責任を果たすと同時に、米国・EUとともに、中国、インドなどのCO₂大量排出国に中期目標においても実質的な責任分担を促し、地球規模の現実的な全員参加の枠組みづくりに貢献する。

55. わが国の温室効果ガス中期目標として「1990年比▲7%」を。

☞ 参照提言

- わが国の中期目標は、先進国間の公平性を十分に勘案し、国内的な目標として1990年比▲7%とする。
- わが国は、目標達成に挑戦するとともに、EU、米国も限界削減費用が均等となる水準を中期目標とするよう働きかけ、COP15において主導権を確保しつつ、公平性を基準とした合意を実現する。国際間での公平性や、主要排出国の枠組みへの参加が担保されない場合は、国際的なコミットにしない。

56. 持続可能な社会づくりに向けて全員参加で最大限の努力を。

☞ 参照提言

- 企業部門は、需要面では、既に世界最先端のエネルギー効率化、CO₂削減技術開発など、多大な努力を払っているが、今後、さらに技術開発を進め、地球規模の効率化への貢献をめざす。また、中堅、中小企業においても、さらに排出量削減に努力する。供給面では、特に、原子力発電の設備利用率の向上や、再生可能エネルギー開発に一層の努力を払う。
- 家庭・業務部門は、エネルギー使用の見える化を進め、大幅なCO₂削減を実行する。
- 政府は、技術立国という観点に立って、革新的技術開発の推進に国家プロジェクトとして取り組み、環境技術への思い切った財政支出を行う。また、自らも効率化に一層の努力を払うと同時に、企業・家庭部門のエネルギー効率化推進のため、設備投資減税や家庭用再生可能エネルギー装置への補助金などの施策を果敢に実行する。
- 地方自治体も、こうした施策に対し応分の負担をする。

57. 途上国に対して、更なる技術・資金供与を。

☞ 参照提言

- 主要排出国の全員参加を促し世界全体での削減を推進するため、途上国に対して温室効果ガス削減に必要な民間技術の供与や政府資金の提供を更に進める。

58. 東アジアの持続的発展に向けた環境・エネルギー分野の連携を。

☞ 参照提言

- 東アジアにおける技術展開を産業・技術セクター別アプローチで推進するとともに、国はインセンティブ効果を高めるために、民間の投資環境整備を一層行う。
- 官民一体で、東アジアとの交流の「場」を創り、わが国の優れた環境・エネルギー技術の認知度を高める。
- win-win のマーケットメカニズムを活用することで、東アジアにエネルギー消費効率が高く、環境負荷の低い技術・製品を普及していく。

59. 核燃料サイクルを含む原子力発電の着実な推進を。

☞ 参照提言

- 国や事業者は、一連の事故や不祥事等で損なった立地地域の住民をはじめ、広く国民の原子力安全に関する信頼を回復するため、透明性の確保と説明責任を果たしつつ、再発防止対策を含め、安全確保にかかわる取り組みを確実に実施する。
- 国と地方自治体は、原子力政策にかかわるそれぞれの役割を明確にし、国民的観点から議論し、コンセンサスを得ていく。
- 安全確保を大前提に設備利用率の向上を図るため、世界標準となっている科学的合理的な保守管理と安全規制を早急に取り入れるべく、官民がそれぞれの役割を着実に果たす。
- 世界標準の原子力技術を確立し、活用するとともに、唯一再処理を有する非核兵器保有国として、核不拡散技術の支援等を行い、世界全体、特に資源的に脆弱なアジア諸国のエネルギー安定供給・環境負荷低減・核不拡散体制向上のために貢献する。
- 原子力の将来を担う高速増殖炉と次世代サイクル技術等の研究開発は、国のエネルギー・セキュリティに直結するものであり、国際協調しつつ、国が主体となって研究開発を推進する。

60. 環境配慮型の税体系の導入を。

☞ 参照提言

- 既存の各種エネルギー税については、受益者負担の原則に基づく特定財源として位置付けられ、環境配慮型行動への誘導という目的を必ずしも果たしているとは言えないことから、抜本的に見直す。
- 環境配慮型の税を新たに導入する。その際、環境配慮型行動への誘導という目的を達成するためのアナウンスという位置付けを考慮し、「炭素含有量に基づく課税＝エネルギー課税」とする。また、歳出の硬直化・特定権益化を防止するため、税収は一般財源とする。

61. 森林再生とバイオマスエネルギーの利用促進を。

☞ 参照提言

- 荒廃する国内の森林の再生を果たし、林業の採算向上を図るために、21世紀型森林経営の確立に向けた抜本的改革を行う。人工林の間伐、森林組合の改革を推進し、人材育成、路網整備等の近代林業サポート体制を構築する。また、間伐材をバイオマスエネルギー利用に振り向けるよう助成措置を導入し、森林資源、バイオマスエネルギーの利用を徹底的に推進する。

参照した提言・意見書等

『森林再生とバイオマスエネルギー利用促進のための21世紀グリーンプラン』（2003年2月、環境委員会、森林ワーキング・グループ）

『環境配慮型の税体系を考える』（2006年1月、2005年度環境税を考えるプロジェクト・チーム）

『2030年に向けたわが国のエネルギー戦略』（2006年2月、2005年度地球環境・エネルギー委員会）

『世界に先駆けた持続的発展を可能にする社会づくりを』（2009年5月、2008年度地球環境問題委員会）

【9】 農業改革

めざすべき国のかたち

- **食料自給率50%を支える競争力のある強い農業**
消費者視点に立った農業の構造改革が行われ、農業は競争力ある産業として、国土・環境保全、食料安保、地域経済活性化、地域における雇用創出に貢献している。食料自給率は50%に改善し、高品質で信頼性の高いわが国の第1次産品への国際的関心が高まっており、農産物の輸出も拡大している。

主な政策提言

- コメの減反政策の段階的廃止を。
- 法人と主業農家に対象を限定した直接支払制度の導入を。
- 農地集約に向けた農地制度改革を。
- 株式会社の参入規制緩和・撤廃などにより法人営農の推進を。
- 新規担い手作りに資する教育の拡充を。
- 農協の自己改革の推進を。
- コメ消費拡大運動の展開を。

62. コメの減反政策の段階的廃止を。

☞ 参照提言

- コメの生産上限数量について5～10年かけて段階的に緩和し、移行期間終了後に減反制度を完全廃止する。

63. 法人と主業農家に対象を限定した直接支払制度の導入を。

☞ 参照提言

- 直接支払制度を、法人と主業農家に対象を限定して導入する。
- 対象は、主食用米と「湛水農業(非主食用米、わさび、レンコン等含む)」とし、面積ベースや過去の実績に基づいて支払う。
- 支給金額は生産費の5割(10aあたり57,500円=6,510円/60kg)とする。最大約1兆円の必要財源は、基本的に現行農林水産関係予算の組み換えで確保し、必要であれば新規財源措置を検討する。
- 「個人4ha 以上・法人20ha 以上」の面積基準を導入し、受給者には決算書、経営計画の提出など説明責任を求める。

64. 農地集約に向けた農地制度改革を。

☞ 参照提言

- 農地情報を集約・データベース化し、一般公開する。農地基本台帳を法制化し、相続による権利移動を法定台帳として整備する。
- 農地の地目変更について、長期(30~50年)のゾーニング規制を導入し、例外的に耕作放棄地を林地に地目変更する以外の転用について禁止する。
- 農用地区域の転用規制を厳格化する。
- 農地利用の事後チェック体制を確立する。
- 農地の定期借地権制度を創設する。
- 農地保有合理化法人が、農地買入れ・借入れ、売渡し・貸付け仲介で積極的役割を果たす。
- 面的集積促進のコーディネーター機能は、民間企業のノウハウも活用できる仕組みとする。
- 耕作放棄地の固定資産税を引き上げ、農地流動化を促進する。
- 農地相続において一部私権(利用権)の制限を検討する。

65. 株式会社の参入規制撤廃・緩和などにより法人営農の推進を。

☞ 参照提言

- 株式会社の参入規制を撤廃・緩和する。
- また、共済の当然加入原則や生産の需給調整に関する制度など、行政による農業経営に対する関与を撤廃し、農業経営者の創意工夫・自主自立を促進する仕組みへと改正する。

66. 新規担い手づくりに資する教育の拡充を。

☞ 参照提言

- 農業者大学校や農業高校において実践的教育プログラムを充実させる。
- 職業訓練校に農業技術を習得するための訓練カリキュラムを導入する。
- 農業・農場経営スキルに特化した「アグリ MBA コース」を新設する。

67. 開かれた農業行政への転換を。

☞ 参照提言

- 「消費者」の視点を入れた省庁横断的な「食料安保・国土保全諮問会議（仮称）」を設置する。メンバーは関係閣僚、農業生産者代表、消費者代表、経済界代表、学者から成るものとし、ここが、国土・環境保全等をも加味した、広い意味の国土・農業政策の最高諮問機関とする。
- 予算・決算、補助金に関する情報公開を徹底する。
- 予算の「資金効率」について、定量的評価し、公開する。

68. 農協の自己改革の促進を。

☞ 参照提言

- 農協が下記のような機能を果たすべく、自己改革を促す。
 - a) 集落営農組織の育成等、農地の集積・有効利用に向けてより強いイニシアチブを発揮し、経営ノウハウの付与を通じて大規模経営体農家の発展をより強力にサポートする。
 - b) ファーマーズマーケット等の直接販売、小売店・外食産業との契約販売、生協との提携といった、新たな販売ルートの開拓と、より付加価値の高い農産物の販売戦略、ブランド化等に積極的に取り組む。
 - c) 悪しき平等主義をあらため、従来の家族経営体や集落営農組織、企業的農家、株式会社の農業参入など多様化する農業主体間のニーズに応じた集荷・販売政策を行うことで、より調和のとれた地域農業の発展に努力する。

69. コメ消費拡大運動の展開を。

☞ 参照提言

- コメの消費拡大に向けた国民的運動を展開する。運動を補完する仕組みとして、a) コメの消費税ゼロ化、b) 幼稚園から小中学校までの米飯給食の義務化・無料化、c) 小中学校の米飯給食回数平均5回への引き上げ、を検討する。

参照した提言・意見書等

- 『農業の将来を切り拓く構造改革の加速』(2004年3月、2003年度農業政策委員会)
- 『農業経営体への直接支払制度の活用』(2004年12月、2004年農業改革推進委員会)
- 『国民生活の向上と市場創造の実現に向けて』(2007年10月、2007年規制改革委員会)
- 『ニッポン再生の原動力としての地域経済活性化』(2008年5月、2007年度地域経済活性化委員会)
- 『直接支払い制度の導入で三位一体のコメ農業改革を』(2009年7月、農業改革委員会)

【10】 少子化対策

めざすべき国のかたち

- **個人が真の豊かさを実感でき、子供を産み、育てやすい社会**
国、企業、家庭・地域による総合的な少子化対策が功を奏し、出生率の低下に歯止めがかかり、急激な少子化の程度が和らいでいる。「多様性の尊重」「機会均等」「自立支援」「男女共同参画社会」が実現する中で、個人が真の豊かさを実感でき、将来を担うべき子供を産み、育てやすい社会となっている。規制改革によって民間も含めた多様な子育て支援システムが整備され、企業においても男女ともに仕事と子育てが両立しうる雇用環境が整備されている。

主な政策提言

- 中長期的な数値目標(=合計特殊出生率)の設定を。
- 国、企業、家庭・地域で総合的な少子化対策を。
(別表として、個人のライフステージに応じた少子化対策)
- 「保育バウチャー」など多様な子育て支援システムの整備を。
- ワーク・ライフ・バランス(WLB)の推進に向けた支援を。
- 出産から乳幼児期にかかるコスト負担の軽減を。
- 子供を持ちたくても持てない人へのサポート強化を。

70. 中長期的な数値目標(=合計特殊出生率)の設定を。

☞ 参照提言

- 内閣の責任において、合計特殊出生率の具体的数値目標、達成期限を設定し、本格的な少子化対策の全体像を再構築する。

71. 国、企業、家庭・地域で、個人のライフステージに応じた総合的な少子化対策を。

☞ 参照提言

- 個人が成長し、結婚して家族を持ち、仕事をしてゆく過程に沿って、ライフステージ別に、国、企業、家庭・地域で総合的な少子化対策に取り組む。

(次頁別表:ライフステージ別に見た少子化対策)

ライフステージ	個人の生活視点からの少子化問題への提言		具体的提言
中学・高校 ～ 大学	提言 (1)	結婚、出産、育児などに関する「ファミリー教育」をすべての中学・高校教育の場で実施し、家族をつくることの意味、価値を啓蒙する	①実際に子供と接する機会の創出。子供に対する親近感や育児イメージの醸成 ②家族の意味、結婚の意味、育児の意味などをともに考える授業。家族観の醸成
	提言 (2)	教育費用の過重負担感の軽減と若者の自立支援のため、大学の授業料は本人が負担することを社会常識とし、それを前提とした制度を整備する	①年収条件によらない奨学金制度の整備 ②入学資格取得後の一時就職(ギャップ・イヤー)制度の導入
出会い ～ 結婚	提言 (3)	健全で多様な結婚紹介情報サービスを展開する	①結婚相手やパートナーとなる人々との出会いを支援するネットワークやビジネス(ファミリー・ケア・ビジネス)の拡充 ②国際結婚の制度整備と支援
出産 ～	提言 (4)	子供を持ちたくても持てない人へのサポートを強化する	不妊検査・治療の利便性の向上と総合的対策 ②養子縁組仲介制度、里親制度の整備・活用
	提言 (5)	安心した出産のために、無痛分娩を含めた多様な出産方法を普及させる	○無痛分娩の普及
乳幼児期	提言 (6)	20代の若年層の出産カップルに出産費用40万円を支給するなど、出産から乳幼児時期にかかるコスト負担を軽減する	20代の若年出産カップルを対象とした出産費用40万円支給 20代の若年出産カップルを対象とした住宅支援 ③乳幼児医療の利便性向上 ④児童手当を2万円程度への拡充を検討
	提言 (7)	育児を過重な負担としないよう、母親一人がすべて抱え込まなくても良い環境を整備する	①男性の育児休暇取得促進を目的とした「パパ・クォータ制」の導入 ②ベビーシッターの資格制度の整備と海外からの人材受け入れ ③理由の如何によらない短時間託児システムの整備 ④地域育児支援ネットワークへの高齢者参画促進
育児休業 ～ 職場復帰	提言 (8)	ワーキング・マザー(ファザー)が仕事と育児を両立できる環境を整備する	①病時保育、延長保育など、民間サービス参入による保育環境の充実 ②育児時期の減額ルールの選択的導入 ③ジョブ・シェアリングによる新しい育児期間ワークモデルの導入 ④ママ・ハローワーク(独立開業支援含む)の設置 ⑤育児休暇の弾力化
	人口減少社会における企業経営者の責任		○「ワーク・ライフ・バランス」への配慮 仕事と生活を調和させた企業経営で労働力の確保と生産性の向上を ○「ダイバーシティ・マネジメント」への脱皮 女性、高齢者、若者、そして外国人の能力を引き出すマネジメントを

72. 「保育バウチャー」など多様な子育て支援システムの整備を。

☞ 参照提言

- 児童福祉法を改正し、「保育に欠ける児童」の要件を撤廃し、認可保育所や自治体が認定した認可外保育所以外にも、保育サービスを希望するすべての保護者が公的支援を受けられるようにする。
- 「保育バウチャー」制度の導入などを検討し、保育に関する補助金を、施設補助から利用者直接補助へと転換する。
- 保護者が保育サービス事業者と直接契約ができるよう制度を見直す。
- 保育施設の設備・人員・保育内容に関し、安全・安心を担保できる範囲内で緩和する。

73. ワーク・ライフ・バランス(WLB)の推進に向けた支援を。

☞ 参照提言

- ワーク・ライフ・バランスの取り組みを中小企業にまで広げていくために、政府による支援を拡充する。
- 仕事と家庭・子育ての両立がしやすい社会をつくるため、国・地方・企業が問題意識を共有し、少子化対策の推進体制を再構築して、国民的な運動として協力に進める。

参照した提言・意見書等

『個人の生活視点から少子化問題を考える』(2005年3月、2004年度人口減少社会を考える委員会)

『人口減少社会にどう対応するか』(2006年6月、2005年度人口一億人時代の日本委員会)

『日本の未来は本当に大丈夫か』(2007年4月、2006年度人口一億人時代の日本委員会)

『国民生活の向上と市場創造の実現に向けて』(2007年10月、2007年度規制改革委員会)

【11】 人材育成、教育改革

めざすべき国のかたち

- **グローバルに通用する自立した若者を育てる社会**
基礎学力、教養(リベラル・アーツ)の取得とともに、生きる力、問題発見・解決能力やグローバルなコミュニケーション力を高め、一人ひとりの多様な個性を伸ばし、創造性を高める教育が行われている。その結果、高い倫理観、志、熱意・意欲、課題発見・解決力、協働力、既存のものへの批判力、国際性と個性という「多様な力」を備えた、グローバルに通用する人材、リーダーシップを発揮できる人材、パブリック・マインドを持った人材、想像力ある人材が輩出されている。
- **学校、家庭、地域社会、企業など多様な主体が参画する教育**
学校、家庭、地域社会、企業等の多様な主体が各々の役割と責任を自覚し、皆で知恵と力を出し合って、子供たちの新しい学び育つ場を築いている。

主な政策提言

【初等・中等教育】

- 18歳までに「社会人として身につけるべき基礎力」を養う教育を。
- 学校長の権限強化など学校マネジメントの強化を。
- 「スーパーティーチャー」免許の導入で、教員免許・人事制度の再構築を。
- 学校・地域・家庭・企業等の連携推進を。

【高等教育】

- きめ細やかなリベラルアーツ型の教育を。
- 大学教員の人事制度の再構築を。
- 教授法を磨くファカルティ・ディベロプメントの制度化を。
- リーダーシップを強化するガバナンス改革を。
- 大学卒業資格の厳格化を。

(次頁に続く)

【理科系人材育成】

- 小学校1、2年生の「理科」早期復活を
- 理科教員の確保と環境整備を。

【初等・中等教育】

74. 18歳までに「社会人として身につけるべき基礎力」を養う教育を。

☞ 参照提言

- 「社会人として身につける基礎力」(※下記参照)に養うため、本物に触れる授業や物事を探求する授業など、学習指導法(指導技術)の向上に取り組む。
 - (※) ・ 基礎・基本的知識の習得(多くの事を学ぶ)
 - ・ 多様性、異文化の理解(異質なものを、他人を認める)
 - ・ 自分が生まれ育った日本の理解
 - ・ 疑問をもち、学び、前進する意欲<自立>
 - ・ 思考、表現、決断、実行、責任
 - ・ 善悪の判断、忍耐、礼儀など社会性の涵養
- 大学教員養成課程において、実践重視のプログラムを用意し、より現場を意識した学習指導法(スキル)を養成する。

75. 学校長の権限強化を中心とした学校マネジメントの強化を。

☞ 参照提言

- 学校長を学校の CEO(最高経営責任者)と明確に位置付け、教職員人事や学校運営予算に関する権限を強化する。
- 併せて、「学校経営能力」という視点から、管理職養成、校長の資質向上に資する方策に取り組み、校長の評価基準を厳格化する。
- 学校長が学校としての目標を掲げ、それに基づき各教員と個別の目標について議論してミッションを作成、評価し、適正に処遇に反映させるシステムを構築する。

76. 「スーパーティーチャー」免許の導入で、教員免許・人事制度の再構築を。

☞ 参照提言

- 教員免許を以下の三段階に分け、個々の免許に応じた給与テーブルを設定する。
 - a) 基礎免許：本免許教員の補佐を得て業務にあたる。校長・他教員・生徒等による多面評価に基づき、本免許に移行する(最短1年～最長5年以内。5年以内に移行が認められない場合は失効)。
 - b) 本免許：独立して教科、生徒指導を行い、公務分掌、基礎免許教員の指導を行う。学期毎に目標に基づく実績評価とコンピテンシー評価に基づいて昇格する。
 - c) スーパーティーチャー免許：コンピテンシー評価に基づき、本免許より移行する。卓越した指導能力を持つ教員として認められ、生徒の教科指導や他教員への指導・助言を行う。

77. 学校・地域・家庭・企業等の連携推進を。

☞ 参照提言

- 学校側からの情報公開を徹底させる。学校のステークホルダー(子供、保護者、地域住民等)の視点を活かした学校運営を進めるため、学校運営協議会・学校評議会等の制度の活用を推進する。
- 幅広い経験・知識・個性を持つ地域住民の教育への参画を促進し、教師と連携する。
- 職場体験、インターンシップ、出張授業、人材交流等を通じて、企業との連携を推進する。

【高等教育】

78. きめ細やかなりベラルアーツ型教育を。

☞ 参照提言

- 教養を育むリベラルアーツ型教育は、かつての「一般教養教育」とは峻別し、「全体像の俯瞰」「アカデミック・スキル」「歴史・古典との対話」を基本に、教育の内容や手法、カリキュラムなどについて根本的に再検討する。

79. 大学教員の人事制度の再構築を。

☞ 参照提言

- 大学教員が期待される役割、特に教育にしっかりと取り組むインセンティブを付与することを念頭に、大学教員の人事制度を再構築する。その際、教員の給与を教育、研究、組織運営の比率で示し、大学毎に教員個人の特性やキャリアに応じた給与体系を再構築するなど、具体的な制度設計を行う。

80. 教授法を磨くファカルティ・ディベロプメントの制度化を。

☞ 参照提言

- それぞれの学問分野に適した教授法の研究や、能力育成プログラムの開発、教授法の研究・研修拠点の確立などによって、ファカルティ・ディベロップメントの拡充を組織的に進める。また、教職意識を高めることや、早期から教員としての能力開発を行うことを目的に、大学院教育の中に大学教員としての能力育成プログラムを取り入れる。

81. 改革のリーダーシップを強化するガバナンス改革を。

☞ 参照提言

- 大学の「経営に関する課題」と「教育・研究に関する課題」のそれぞれについて、最適な意思決定の場や責任の所在を明確にし、権限規定などの形で定着させる。そのために、理事長・学長のリーダーシップの下、経営と教育・研究が有機的に連動し、組織として成果を上げていくための仕組みを充実させる。このような「権限の分離と連携」を有効に機能させるためにも、一連の大学改革の成果である、役員会(理事会)、教育研究評議会、経営協議会、学長選考会議など様々な枠組みを活用させる。

82. 大学卒業資格の厳格化を。

☞ 参照提言

- 「学生の質」を保証するために、卒業資格の厳格化により卒業時の実力を高めるための教育を行う。

【理科系人材の育成】

83. 小学校1年生・2年生の「理科」の早期復活を。

☞ 参照提言

- 1992年実施の学習指導要領で廃止された小学校1年生・2年生の「理科」を早期に復活させる。

84. 理科教員の確保と環境整備を。

☞ 参照提言

- 特別免許状制度を活用し、小学校教員免許を取得していない高度専門的な知識を持つ優秀な人材を教員として確保する。その際には、「新現役」(大企業等の退職者及び退職を控える層)も活用する。
- 研究者、技術者、大学生、大学院生等を理科支援員や特別講師として配置する「理科支援員等配置授業」を、現在の小学校5年生・6年生対象の授業から、小学校全学年や中学校へ拡大する。

参照提言

『学校と企業の一層の相互交流を目指して』(2001年4月、2000年度教育委員会)

『若者が自立できる日本へ』(2003年4月、2002年度教育委員会)

『教育の「現場力」強化に向けて』(2005年10月、2004年度教育問題委員会)

『18歳までに社会人としての基礎を学ぶ』(2009年2月、2008年度教育問題委員会)

『イノベーション志向経営の更なる実現に向けて』(2009年3月、2008年度科学技術・イノベーション立国委員会)